

後期高齢者医療制度 のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る生活支援として、保険料の減免を行っています（13ページに関連記事）。

- ◆問合せ 保険医療課（市役所内線252・318）
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎078-326-2612）

8月から使用する被保険者証を送付します

新しい被保険者証は簡易書留郵便で、7月下旬にお送りします（受け取りには印鑑が必要）。現在お使いの被保険者証の有効期限は、7月31日です。

◆減額認定証などで1ヵ月の自己負担額が変わります

後期高齢者医療制度では、世帯員全員の所得に応じて1ヵ月の医療費の自己負担限度額が決まっています（右表のとおり）。医療機関の窓口で認定証を提示すると、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が、外来・入院ともに限度額までとなります。

なお、一部負担金の割合は、所得に応じて分けられています。

現在、認定証をお持ちの方で、引き続き制度の対象となる方には、被保険者証とともに新しい認定証を送付します。認定証をお持ちでない場合は、保険医療課へお問い合わせください。

区分	自己負担限度額/月		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降の限度額(※1)
現役並み所得者	Ⅲ(※2) (690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	Ⅱ(※2) (380万円以上)		93,000円
	Ⅰ(※2) (145万円以上)		44,000円
一般	18,000円(※5)	57,600円	44,000円
低所得Ⅱ(※3)	8,000円		24,600円
低所得Ⅰ(※4)			15,000円

(※1) 過去12ヵ月以内に世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額

(※2) 同一世帯で表に記載する基準額以上の住民税課税所得のある被保険者がいる世帯の方

(※3) 世帯員全員が住民税非課税の世帯の方

(※4) ※3の条件に加え、各所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円の方

(※5) 1年間（8月～翌7月）の外来自己負担額合計の上限は、144,000円

後期高齢者医療保険料額が決定しました

保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は、平成31年1月～令和元年12月の所得に応じて計算されます。

年間保険料額 (上限64万円)	=	均等割額 51,371円	+	所得割額 (総所得金額等-33万円) ×所得割率10.49%
--------------------	---	-----------------	---	--------------------------------------

◆被扶養者だった方の軽減措置

制度に加入する前日に、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合などの被用者保険の被扶養者だった方の所得割額はかかりません。また、加入日から2年間、均等割額は5割軽減されます。

- ・国民健康保険、国民健康保険組合に加入する方は対象外
- ・均等割額の軽減（7割軽減、7.75割軽減）に該当する方は、それぞれの軽減割合が適用

◆均等割額の軽減措置

下表の基準額以下の場合、保険料が軽減されます。

軽減割合 (軽減後均等割額/年)	世帯の総所得金額等 (世帯主と被保険者全員の情報を基に判定)
7.75割(※1) (11,558円)	基礎控除額(33万円)を超えない世帯
7割 (15,411円)	基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が所得0円(公的年金収入80万円以下)の世帯
5割 (25,685円)	基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数を超えない世帯
2割 (41,096円)	基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数を超えない世帯

65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

(※1) 本来は7割軽減。特例措置で7.75割軽減

国民健康保険 のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る生活支援として、国民健康保険税の減免を行っています（13ページに関連記事）。

- ◆問合せ 保険医療課（市役所内線253・254）

8月から使用する被保険者証を送付します

新しい被保険者証は簡易書留郵便で、7月下旬にお送りします（受け取りには印鑑が必要）。現在お使いの被保険者証の有効期限は、7月31日です。

被保険者証は7月3日届け出分までの住民異動届等を基に作成します。7月4日以降に転居などの届け出をされた方は、被保険者証の差替えの手続きが必要です。現在お持ちの分と、郵送する新しい被保険者証を持って、保険医療課で手続きしてください。

次の年齢の方は、使用期限が異なります。

◆令和3年7月1日までに70歳になる方

被保険者証の有効期限は70歳になる誕生月の月末（1日生まれは前月末日）です。70歳になる誕生月（1日生まれは前月）に、翌月から使用する「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を簡易書留郵便でお送りします。

◆令和3年7月31日までに75歳になる方

被保険者証の有効期限は、誕生日の前日です。75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に切り替わります。後期高齢者医療制度の被保険者証は、改めて簡易書留郵便でお送りします。

70～74歳の方 被保険者証と高齢受給者証が1枚に

今回お送りする証から「被保険者証」と「高齢受給者証」が1枚となり、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」になります。医療機関を受診する際は、この証1枚で受診できます。



新しい被保険者証は青色▶

国民健康保険税納税額が決定しました

納税通知書を7月中旬に送付します。

◆今年度の国民健康保険税・課税限度額

税額や限度額を下表のとおり変更しました。

	医療給付金分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割額	7.34%	2.74%	2.47%
(変更前)	6.68%	2.51%	2.48%
均等割額	27,600円	11,100円	12,900円
(変更前)	27,200円	10,200円	13,000円
平等割額	20,900円	7,700円	6,500円
(変更前)	19,200円	7,200円	6,100円
課税限度額	63万円	19万円	17万円
(変更前)	61万円	19万円	16万円

所得割額＝世帯の被保険者の総所得額に応じて算定

均等割額＝被保険者1人当たりの税額

平等割額＝1世帯当たりの税額

まめちしき

国民健康保険ってなに



日本は「国民皆保険制度」といい、全ての人が何らかの医療保険に加入することとなっています。

国民健康保険（国保）は職場の健康保険（健康保険組合・共済組合など）や後期高齢者医療制度に加入する人、生活保護受給者を除き、全ての人が加入する保険です。

また、その運営には、加入者（被保険者）が支払う保険料を運営費の一部としてします。病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、みんなで医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。

被保険者が75歳になったときには、自動的に後期高齢者医療制度へ移行します（一定の障害がある方を除く）。